

2024年8月8日（木）

消費者スマイル基金ニュース（第64号）

●消費者志向経営セミナー開催終了しました

今回、「事業者と消費者がともに持続可能で公正な社会を創っていく」をテーマに、企業の取り組み事例を中心に、企業と消費者がともによりよい社会を創るための協働・共創を考える機会」として、消費者志向経営セミナーを開催いたしました。多数のご参加ありがとうございました。

近年、持続可能な社会に向けて、近年、企業の役割・責任範囲が拡大しています。そこで、企業の取組事例をもとに考えながら、消費者やNPO/NGOなど、さまざまな連携や協働について、その必要性や課題を認識してもらうきっかけづくり、そして消費者スマイル基金の支援活動についても知っていただく機会としました。

参加者に対して、本セミナーの評価を4段階（「1 良かった」、「2 やや良かった」、「3 やや良くなかった」、「4 良くなかった」）でアンケートしたところ、「1 良かった」、「2 やや良かった」合わせて約95%と非常に高い評価をいただきました。

また、「健全な事業者と消費者が協働する起点となるセミナーでした。」「パネルディスカッションを通じて、消費者スマイル基金・適格消費者団体への理解も進んだ気がします。」「事業者と消費者（団体）とのフラクな協議がよかったです。」といった感想が寄せられました。

※後日、本セミナーの開催詳細をお知らせいたします。

<開催概要>

1.日時：2024年7月30日（火）14時～16時20分

（主婦会館プラザエフ 7階カトリア）

2.タイトル：～企業と消費者の協働・共創を目指して～

2024 消費者志向経営セミナー

3.趣旨：持続可能な消費者市民社会を創るため、企業と消費者による協働と共創を考える

4.参加方法：来場(オンラインによる配信はなし)

5.参加：47名（主催者側の人数も含む）

6.対象者：事業者、事業者団体、消費者団体など

7.来賓：消費者庁 消費者制度課 課長 古川 剛様

8.講演：花王株式会社 ESG 部門 鹿木 亜矢氏

株式会社メルカリ 政策企画参事 伊藤 亮太氏

9.講演内容：花王株式会社 花王の消費者志向経営への取り組み～ 創業からの志と ESG 活動～

株式会社メルカリ メルカリの安心安全の取り組みと創業の想い

10.パネルディスカッション：

「企業と消費者がともによりよい社会を創るための協働・共創を考える」

11.後援：消費者庁

●第14回助成先決定のお知らせ！

このたび、皆様から頂戴したご寄付と会費をもとに、第14回助成事業の募集を行い、助成先と助成金額について決定いたしました。今回は8件、275万円の助成となります。

詳しくはこちらから <https://www.smile-fund.jp/subsidy/>



1. 特定適格消費者団体（目指す団体含む）向け

《被害回復関係業務（共通義務確認訴訟の提起（第一審、控訴審、上告審））》

NO	助成先団体	助成金額	提訴日	審理	相手方の事業種別と主な請求の内容
1	埼玉消費者被害をなくす会	65万円	2024/1/30	一審	信販会社／エステティックサービスの個別信用購入あっせん契約に基づき支払われた割賦金相当額の不当利得返還義務の確認

2. 適格消費者団体（目指す団体含む）向け

《差止請求訴訟の提起（第一審、控訴審、上告審）》

NO	助成先団体	助成金額	提訴日	審理	相手方の事業種別と主な差止請求の対象
1	消費者支援ネットくまもと	40万円	2023/12/26	一審	家系図作成、代理店契約等／代理店契約の際、不当条項（権利金の不返還条項）の使用と不当勧誘（消費者契約法4条3項8号）の差止請求
2	消費者ネットおかやま	20万円	2023/12/19	上告審	健康食品販売／景表法の優良誤認表示にあたるとして広告表示の差止請求

《裁判外の差止請求》

NO	助成先団体	助成金額	結果公表日	相手方の事業種別と主な是正点
1	消費者支援ネット北海道	30万円	2023/12/19	不動産管理会社および賃貸人（貧困ビジネス）／賃貸借契約書内の不当条項の是正
2	消費者市民ネットとうほく	30万円	2024/6/7	1. スポーツジム／規約及びホームページ等の広告の不当条項、不当表示の是正 2. コミック配信サイト／利用規約中の免責条項の是正
3	消費者被害防止ネットワーク東海	30万円	2024/1/23	美容クリニック／美容整形手術

				日決定後のキャンセルにつき、手術料全額のキャンセル料を課すキャンセル規定の是正
4	消費者支援ネットワークいしかわ	30万円	2024/3/22	銀行/総合口座取引規定第10条第1項第2号の「相続があったとき」について相続開始時の期限の利益の喪失状況を検討し、消費者契約法第10条違反として削除要請し、是正
5	消費者支援機構関西	30万円	2023/12/7	美容・化粧品会社/自社通販サイトで提供する除毛クリームの広告表示の有利誤認表示の是正（定期購入）

3. 非営利法人（適格消費者団体を目指す団体等法人格を有する消費者団体を含む。ただし適格消費者団体は除く。）

《事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務》

申込・該当なし

●賛助会員募集

当基金は消費者被害の拡大防止の取り組みの活動や、消費者に代わって金銭的被害を取り戻すための裁判を行っている団体の支援を目的に、皆さまからの寄付金をもとに助成等を行っております。また、消費者団体訴訟等支援法人として内閣総理大臣の認定を受けて活動しています。そして、企業と消費者がともに持続可能で公正・健全な社会を創っていくことを目指しています。

賛同していただける事業者、団体の皆さまにおきましては、随時賛助会員を募集しておりますので、よろしくお願いいたします。

会員団体紹介 ⇨ <https://www.smile-fund.jp/member/>

●寄付のお願い

認定 NPO 法人消費者スマイル基金は、設立 8 年目を迎えました。2024 年 7 月 26 日現在、個人正会員 72 名、団体正会員 22 団体、賛助団体会員 51 団体、寄付金累計総額 12,374,175 円となりました。改めましてご支援をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

引き続き（特定）適格消費者団体及び適格認定をめざす団体等への助成の為、ご寄付をお願いします。消費者スマイル基金は、この助成事業に加え、消費者団体訴訟等支援法人として、消費者被害防止・救済の活動を行っている団体への支援を続けていきます。皆さまからのご寄付をお待ちしております。

寄付受付中！ 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

寄付口座もこちら ⇩ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

- ・三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口

・ゆうちょ銀行 019 (ゼロイチナナ) 店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

詳細はこちら ⇨ <https://www.smile-fund.jp/donation/>

消費者スマイル基金は**認定 NPO 法人**※のため、**当基金への寄付金が税制控除の対象**になります。

*** 認定 NPO 法人とは ***

- ・ **公益性が高く**、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- ・ 毎事業年度 1 回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています
- ・ 寄付者に対して**税制上の優遇措置**がとられます。



・ 個人の場合

① 所得控除 又は 税額控除 (お好きなほうをお選びいただけます)

② 住民税控除

といった 2 つの控除が受けられます。

・ 相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・ 法人の場合

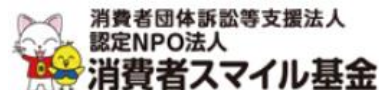
一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

* 確定申告の際に必要な領収書は来年 1 月下旬ごろにお送りいたします。

【連絡先】 消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>



寄付受付中! 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

寄付口座はこちら ⇩ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口

ゆうちょ銀行 019 (ゼロイチナナ) 店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金